

令和6年度 事業計画書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 事業方針

配合飼料価格安定制度等を踏まえ、会員及び畜産経営者の理解と協力のもと、引き続き配合飼料の価格差補てん事業等の適正かつ円滑な実施に努めるとともに、行政当局、関係団体及び会員と相互に連携をとり、国及び都の施策の実施に協力し、加入者の畜産経営の健全な発展と畜産物の安定供給の確保に貢献するものとする。

II 事業計画

定款、業務方法書等の規定に基づき、次の事業を行う。

1 配合飼料価格差補てん事業

(1) 契約の締結

- ア 畜産経営者の申込みに基づき、加入者との間に配合飼料価格差補てん基本契約及び配合飼料価格差補てん数量契約を締結する。
- イ 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）との間に配合飼料価格差補てん基金協会数量契約を締結する。

(2) 通常補てん積立金及び別途納付金の額

ア 加入者が負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額

800 円／トン

イ 加入者が納付しなければならない単位数量当たりの「別途納付金」の額

① 新規加入者 0 円／トン

② 前年度途中において数量契約を解約し、第2四半期以降に係る通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて加入する場合

970 円／トン

③ 前年度途中において数量契約を解約し、第3四半期以降に係る通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて加入する場合

1,590 円／トン

④ 前年度途中において数量契約を解約し、第4四半期に係る通常補てん積立金を納付しなかった者が改めて加入する場合

1,720 円／トン

(3) 價格差補てん金の交付

全日基から交付を受けた価格差補てん金については、加入者に対し速やかにかつ的確に交付するものとする。

2 畜産振興事業

畜産経営者の需要に応じ、諸般の事情等を踏まえ実施する。

3 その他

本協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

4 管理運営事項（会議の開催）

(1) 定時総会 1回

(2) 臨時総会 必要の都度

(3) 理事会 2回

上記のほか、必要に応じて開催する。

(4) 諸会議 必要の都度

以 上